平成２３年（フ）第３４５号
愛知県一宮市木曽川町玉ノ井字稲荷前335番地１　エルミータカガミ202号
債務者　川田　孝二
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第４２号
京都府京丹後市網野町浅茂川370番地の７
債務者　森　　早織
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで　京都地方裁判所宮津支部

平成２３年（フ）第１６６２号
札幌市白石区本通９丁目南５番２―402号
債務者　吉田友紀子（旧姓浅利）
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７９８号
札幌市南区南沢５条３丁目３番６号
債務者　松尾　恵梨（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８８０号
札幌市東区東苗穂４条１丁目２番２号　フロスティ東苗穂Ａ―103
債務者　伊藤　隆博
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０５１号
札幌市清田区里塚３条１丁目13番１―101号
債務者　行田　智子
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０６２号
札幌市豊平区平岸１条20丁目８番18―803号
債務者　久光ひとみ（旧姓滝澤）
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１３３号
札幌市東区北24条東19丁目２番６―406号
債務者　佐藤　圭太
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１４８号
北海道北広島市輝美町７番地１　Ａ９―28
債務者　澤本　建一
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１７１号
札幌市東区北13条東７丁目５番10―405号
債務者　杉本　拡行
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１７９号
札幌市白石区南郷通３丁目北１番２号　奈良マンション１号
債務者　川村　純弘
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２９３号
札幌市白石区平和通２丁目北６番28―602号
債務者　矢部　祐介
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３２０号
北海道千歳市蘭越97番地の２　千歳桂病院内、住民票上の住所北海道千歳市寿１丁目５番４号
債務者　秋田　尚吾
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３２５号
北海道江別市萌えぎ野中央８番地の18
債務者　佐藤　祐二
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３４６号
札幌市東区北31条東２丁目３番８―404号
債務者　井口恵理亜
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３５３号
札幌市中央区南15条西13丁目２番27号　穴田ビル201号
債務者　立花　青空
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３５５号
札幌市東区北７条東19丁目１番11―412号
債務者　坂下　純子
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部